

平成 18 年 12 月 1 日

各 位

会社名 川西倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 武
(証券コード 9322 大証2部)
問合せ先
代表取締役常務取締役 北川 邦廣
管理企画本部長兼総務部長
(TEL 078-671-7931)

行政処分に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 1 日付で、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸の各税関から行政（監督）処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本日の処分を真摯に受け止め役員、従業員一同深く反省しております。また、お客様、株主様をはじめ関係各位ならびに関係ご当局に多大なご迷惑おかけしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

記

1 処分に至った経緯

当社は、平成 18 年 1 月 10 日に関税法違反の容疑で横浜税関より刑事告発を受け、平成 18 年 1 月 12 日同法違反容疑で横浜地方検察庁から起訴され、平成 18 年 9 月 4 日横浜地方裁判所より罰金 4,000 万円を処すという判決があり、罰金を納付いたしました。

このことが、通関業法第 34 条第 1 項第 1 号および関税法第 48 条第 1 項の規定に該当すると認められたため、今回の行政（監督）処分となりました。

*平成 18 年 1 月 13 日付で開示している「関税法違反に係る起訴についてのお知らせ」で発表いたしております。

2 処分の内容

① 通関業法第 34 条第 1 項第 1 号に基づく通関業の許可の取り消しおよび通関業務の全部の停止
東京、横浜、名古屋、大阪、神戸の各税関より以下の処分がありました。

1) 通関業務の全部の停止

停止期間：平成 18 年 12 月 2 日から平成 18 年 12 月 15 日まで

範囲：全社

2) 通関業の許可の取り消し

取り消し期日：平成 18 年 12 月 16 日

範囲：全社

② 関税法第 48 条第 1 項に基づく保税蔵置場の許可の取消しおよび保税蔵置場における外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止

1) 保税蔵置場の許可の取消し

取り消し期日：平成 18 年 12 月 16 日

保税蔵置場名：大阪支店大阪港営業所

2) 保税蔵置場における外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止

停止期間：平成 18 年 12 月 16 日から平成 19 年 2 月 3 日まで（50 日間）

停止保税蔵置場：上記許可の取消しの対象となった大阪港営業所以外で、保税蔵置場の許可を受けている営業所全て（17 営業所）が対象となります。

3 今後の見通し

当社といたしましては、法令遵守体制の徹底に全力をかたむけるとともに、引き続きコンプライアンス体制の強化に努め、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいり所存でございますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、業績への影響等に関しましては、現時点では不明ですが、適時開示規則に基づく開示義務に該当する場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上